

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	三井倉庫ホールディングス株式会社	コード	9302
提出日	2023/5/26	異動（予定）日	2023/6/23
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）														異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	中野 泰三郎	社外取締役	○														○		有
2	平井 孝志	社外取締役	○														○		有
3	菊地 麻緒子	社外取締役	○														○		有
4	月岡 隆	社外取締役	○														○	新任	有
5	小澤 元秀	社外監査役	○														○		有
6	三宅 英貴	社外監査役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	中野泰三郎氏は、飲料会社の取締役を長年務められ、会社経営者としての豊富な経験を有しており、当該経験に基づき特に当社グループの経営方針について経営者の視点から監督、助言等いただいた実績から、社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、当社の定める社外役員の独立性基準を満たし、また証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
2	該当事項はありません。	平井孝志氏は、多様な会社での経営実務の経験に加え、幅広い業界でのコンサルティングを行い、現在は複数の大学院で企業戦略、事業戦略の研究をされており、その豊富な経験と識見に基づき特に当社グループの事業戦略について専門的な立場から監督、助言等いただいた実績から、社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、当社の定める社外役員の独立性基準を満たし、また証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
3	該当事項はありません。	菊地麻緒子氏は、日本及び米国ニューヨーク州の弁護士資格を有し、企業法務に携わるとともに、検察庁及び公正取引委員会での執務経験、さらに当社常勤社外監査役としての実績に基づく豊富な経験、識見に基づき、当社グループの企業活動全般に関する有意義な助言をいただいた実績から、社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、当社の定める社外役員の独立性基準を満たし、また証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
4	該当事項はありません。	月岡隆氏は、エネルギー会社の取締役を長年務められるとともに、代表取締役社長、同会長を歴任し、会社経営者としての豊富な経験を有しており、当該経験と幅広い識見に基づき、当社グループの企業経営、ESG、人材開発・人事等に関する監督、助言等が期待できることから、社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、当社の定める社外役員の独立性基準を満たし、また証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
5	該当事項はありません。	小澤元秀氏は、複数の監査法人にて代表社員を、また、日本公認会計士協会の退職給付会計専門委員会委員も歴任される等、公認会計士として長年第一線で活躍されており、同氏の専門である国際会計に立脚した識見により、海外関係会社を含め当社グループ全体について、財務の健全性及び正確性の観点から監査業務を行ってきた実績から、社外監査役として適任であると判断しております。同氏は、当社の定める社外役員の独立性基準を満たし、また証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
6	該当事項はありません。	三宅英貴氏は、弁護士としての幅広い識見に加え、検察庁、金融庁証券取引等監視委員会及び監査法人における豊富な執務経験を有しており、当該識見と広範な経験に基づき、法律・リスク管理などの観点から、監査を通じて当社グループのガバナンスの健全性、透明性及びコンプライアンス向上のための活躍が期待できることから、社外監査役として適任であると判断しております。同氏は、当社の定める社外役員の独立性基準を満たし、また証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- ※3 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。